

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.023

|           |   |
|-----------|---|
| 処 分 名     | 用途規制の特例許可（準工業地域内）   |
| 処 分 の 概 要 | 建築基準法第 48 条により、用途地域の種類ごとに建築することのできる建築物の用途又は建築することができない建築物の用途が定められています。ただし、特定行政庁が、それぞれの用途地域の環境や利便を害するおそれがないと認めるものや公益上やむを得ないと認めるものについて、あらかじめ利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得て許可した場合においては、制限を緩和することができる場合があります。   |
| 根拠法令等・条項  | 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 10 項<br>建築基準法別表第 2<br>建築基準法施行令（昭和 25 年建設省令第 338 号）第 130 条の 9 の 7、<br>第 130 条の 9 の 8  |
| 審 査 基 準   | 建築基準法第 48 条但し書き許可運用方針<br>建築基準法の例外許可は、法の公正かつ円滑な施行の確保を図るためのものであり、その適正な運用に努める必要がある。<br>用途規制に係る例外許可については、法の趣旨に沿ったもののほか、土地利用の計画に即した適切な運用を行う必要があり、次の事項についても総合的に勘案して方針を決定するものとする。<br>1. 計画建築物を、その地域における現状及び動向などを勘案し、建築することの妥当性及び必要性はあるか。<br>2. 計画建築物を建築することにより、周辺の環境に著しく影響を生じさせないものか。<br>3. 当該地の用途地域の変更が具体化されており、計画建築物が用途地域変更後適法となるもの。<br>4. 既存建築物で、公共事業により敷地拡張及び隣接地に移る場合等で、当該建築物の環境を改善する目的の建築計画であるもの。<br>5. 計画建築物について、近隣者等利害関係を有するものから、当該計画に関し十分理解が得られるもの。<br>6. 公聴会において出された意見は、十分尊重するものとする。<br>ただし、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため・事前に建築課、関係協議先と協議を行ってください。 |
| 標準処理期間    | 34日   |
| 設定年月日     | 平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）   |
| 申請時期      | 随時  |

|                |  |
|----------------|--|
| 申請方法           | 本庁4階建築課窓口への提出  |
| 備考             | <p>・申請手数料：一件につき 180,000円<br/> (16項1号：120,000円)<br/> (16項2号：140,000円)</p>   |
| 根拠法令及び関係法令等の抜粋 | <p>■建築基準法<br/> (用途地域等)<br/> <b>第四十八条</b><br/> 1～9 省略<br/> 10 準工業地域内においては、別表第二(ぬ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>11～14 省略<br/> 15 特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可(次項において「特例許可」という。)をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。</p> <p>16 前項の規定にかかわらず、特定行政庁は、第一号に該当する場合においては同項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要せず、第二号に該当する場合においては同項の規定による同意の取得を要しない。</p> <p>一 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転(これらのうち、政令で定める場合に限る。)について特例許可をする場合</p> <p>二 日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可(第一項から第七項までの規定のただし書の規定によるものに限る。)をする場合</p> <p>17 特定行政庁は、第十五項の規定により意見を聴取する場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の三日前までに公告しなければならない。</p> <p>■建築基準法施行令<br/> (準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業)<br/> <b>第一百三十九条の九の七</b> 法別表第二(る)項第一号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第十一項の規定を準用する場</p> |

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第二(る)項第一号(五)に掲げる銅アンモニアレーヨンの製造のうち、液化アンモニアガス及びアンモニア濃度が三十パーセントを超えるアンモニア水を用いないもの
- 二 法別表第二(る)項第一号(十二)に掲げる圧縮ガスの製造のうち、次のいずれかに該当するもの
  - イ 内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもの
  - ロ 燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮水素に係るものであつて、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いるもの
- 三 法別表第二(る)項第一号(十六)に掲げる合成繊維の製造のうち、国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める物質を原料とするもの又は国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める工程によるもの
- 四 法別表第二(る)項第一号(二十八)に掲げる事業のうち、スエージングマシン又はロールを用いるもの
- 五 法別表第二(る)項第一号(三十)に掲げる事業のうち、集じん装置の使用その他国土交通大臣が石綿の粉じんの飛散の防止上有効であると認めて定める方法により行われるもの

(準工業地域内で営むことができる可燃性ガスの製造)

**第百三十条の九の八** 法別表第二(る)項第一号(十一)(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第十一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める可燃性ガスの製造は、次に掲げるものとする。

- 一 アセチレンガスの製造
- 二 ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業又は同条第九項に規定するガス製造事業として行われる可燃性ガスの製造